

第1回草津市市民参加条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年2月17日（金）14：00～16：30

場 所：草津市役所 8階 大会議室

1 あいさつ

2 委員の自己紹介、事務局の紹介

3 全員の出席を以て会議の成立を確認

4 委員長、副委員長の選出について

会場より事務局提案を求める声あり。

事務局が真山委員を委員長に推薦し、一同了承。

真山委員長より小林委員が副委員長に指名された。

5 検討

（1）草津市自治体基本条例の概要および草津市市民参加条例の制定方針について

○事務局

資料説明（資料4、資料5）

○J委員

自治体基本条例について、市民や市職員への周知はどのようにしているのか。

○事務局

住民には広報配布と同時に全戸配布した。市職員にも研修などで周知している。パンフレットはまだあるので希望者には配布できる。

○H委員

今回は自治体基本条例の第6～8条に書かれている条例について検討するのか。

○事務局

そのとおりである。ベースとなる事例などの情報提供はさせて頂くので、各項目について議論して頂きたい。最終的には条例案を議会に提出することになる。

○N委員

どの範囲でどのような市民参加をしていこうとしているのか。

○事務局

物理的にすべてのところというのは無理だと思うが、どういったものについて市民参加したらいいのかを検討委員会で議論して頂きたい。

○L委員

自治体基本条例第8条にある前2条とは何を指すのか。

○事務局

その直前の2条ということで第6、7条のことである。

○L委員

第6条の解説文の表にある市民討議会とはこの委員会とは別のものか。

○事務局

別である。

○D委員

基本条例でいう「市民」と「住民」は別ものなのか。

○事務局

これまで「住民」は草津市に住民登録をしている方を想定している。「市民」は在住の方のほか、在学の方、働いている方など幅広く捉えてきたが、今回の検討の中でそれらについても議論して頂きたい。

○委員長

市民参加条例の中で「市民」をどう捉えるかは最も重要なものの一つであり、議論して頂きたい。

○H委員

市民参加の対象は、大きなものから小さいものまでいろいろあるが、大きなものだけを捉えるのか。例えば、幼稚園の問題は入るのか。

○B委員

その制度設計を我々がこの場で考えることになる。まずは、どこまでを対象範囲とするのかを決める。

○委員長

誰が何に参加するのかまだ何も決まっておらず、これから決めていくことになる。住民以外にも学生、通勤者といった個人のほか、団体などをどう捉えるかなども考えていきたい。

○L委員

この取り組みは、市長のマニフェスト「さらに草津」の中に入っているのか。

○事務局

入っている。

(2) 今後の検討予定スケジュールについて

○事務局

資料説明（資料6、資料7）

○委員長

目標としては、市民参加条例を平成25年4月1日までに制定するということである。

資料7は一般的なもので、草津市として盛り込むものがあれば検討項目は増えていくことになる。

○K委員

1年かけて資料7の項目の問題について、大きな問題から小さい問題まで検討していくことになるのか。

○B委員

問題そのものを検討するわけではなく、条例に盛り込む項目を検討することになる。

○委員長

御指摘の「大きな問題から小さい問題」というのは、具体的には資料7でいうと「市民参加の対象」として考えることになる。

○事務局

今年度は前段として、検討項目を議論していただく。

○L委員

条例の案文を考えるのか、それとも細則や要綱も含むのか。

○事務局

最終的には、案文や細則、要綱も含むことになるが、それらを具体的に文書化するのは事務局で行う。

○委員長

条例の文章は事務局が考える。我々は、「このことは盛り込んで欲しい」というようなことを提案していくことになる。

(3) 草津市の市民参加の取り組み状況等について

○事務局

資料説明(資料8、資料9)

○F委員

アンケートの回収率を見ると、市民全体の意識を窺うことは難しいと感じた。意見を市政に活かすところまでいっていない。これまでパブコメ、タウンミーティング、ワークショップなどをやってきたが、職員の力が足りず、十分活用されていないと感じている。市民参加には、市民だけでなく職員の成長も必要である。

○事務局

参加を市政に活かすことが行政の役割である。どう受け止めてどう返していくかを考えていきたい。

○事務局

市民も市職員も成長が必要である。厳しい意見も頂きたい。

(4) 話題提供(その1)

真山委員長 テーマ:「地方政府の樹立と市民参加」

○H委員

P T Aは言われたことを言われたとおりやっているだけである。まず、活動の根本から見直さなくてはならない。

○委員長

P T Aは学校行事の下請け機関になっている。

○H委員

そうならないよう、意識改革が必要と感じた。

○M委員

P T Aは、ほとんどの方がくじなどで強制的にやっている。特に嫌なのが、会合などに動員されることで、中身もわからないまま人数を指定されて行っている。強制ではなく、人数も自由であればいいと思う。

○H委員

P T Aは大きな団体であるが、意識改革が重要である。よりよいものにしていかなくてはならない。

○委員長

本来期待されている役割であれば進んで手をあげようとするものであるが、そうならない。

○F委員

個人にしる、団体にしる、市民に余力がないなかで、参画・協働を進めるのは大変である。市のやり方も変えられるとわかれば参加は増えると思う。人と人の出会いが大切だ。敵をつくるような活動をする、不幸になることもある。「行政」を攻撃するのか、「行政職員」と協働するのか。

○委員長

それらの考え方や、行政・市民の役割を条例に盛り込むことはあり得る。

○F委員

議論しあえる対等な立場をどうつくるかが大事である。

○H委員

どのような活動にしる、楽しいことが大事だ。

○E委員

選挙などでは、興味がない人もいれば、投票には行かないが意見を述べるのみの人もいる。全員が参加するというのが条例に盛り込む内容の一つかなと思う。

○委員長

そのような考え方が重要である。投票に行かない人の問題が市民参加にも出てくる。行動に移す人、考えは持っている人、無関心な人など、色んな市民がいることを前提に考えるのは難しいが重要である。

○G委員

タウンミーティングの手法は増えている。この手法のいいところは、手紙やパブコメは個人としての参加であるが、複数の人間が話し合える機会をもてるということであり、大切にしていきたい。市民が研修することも大事である。

○E委員

市民も勉強すべきである。タウンミーティングにしても参加する人が少なく、いつも同じ顔ぶれである。

○委員長

いくら制度を整備しても、市民の意識が伴わないと意味がない。

○D委員

「いーぶん」(男女共同参画)の活動をしているが、その活動の中で出会った方が、『まちづくり協議会』のことは知らなかったし、お知らせもなかった。」とおっしゃっていた。もっともっと色々なことを知る場や機会があればいいなと思う。色々な方が色々な考えを持っておられる。みんなが関心を持っていただける条例にしたい。

○委員長

市民にとっては負担が増えるといけないこともある。負担と効果、何をどこまで実現するのか、行政と市民と実態をふまえてどこまで理想を目指すのか考える必要がある。

○J委員

話題提供の資料で、「委任されたパワー」とあるが、これはどういうことか。

○委員長

ある一定の役割や機能について、市民にお任せするということである。

部分的に委任されることはあっても、全面的にというのは現実的には厳しいだろう。

○F委員

市民参加は大人を対象とするのではなくて、子どものころからの参加の体験が大事であり、子どものうちからまちづくりを伝えるシステムも必要である。例えば、立命館大学という地域資源を活用するべきである。

○J委員

子どもの参加や意見を聞く場も大事である。

○E委員

まちづくりというかたちのないものだけでなく、文化や伝統行事などへの参加も大事である。

○委員長

今回はケント委員、山口委員から話題提供をして頂く予定である。今日の話で参加の難しさ、大変さが見えてきた。今日はここまでとする。

閉会